

2024 年度 第 6 回 理事懇談会 抄録

日 時： 2025 年 2 月 1 日（土） 9：30～13：16

場 所： WEB 開催

出席者：

理 事： 斉藤、大工谷、吉井、佐々木
谷口、板倉、清宮、黒澤、白石、友清、湯元、
伊藤、内山、大淵、岡持、小川、高橋、西山、
野崎、長谷川、藤澤、松井、山根

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事：

監 事：

I. 協議事項

（全 4 題）

1. 災害理学療法支援業務計画案について

（斉藤会長）

災害理学療法支援業務計画案について、協議がなされた。

（主な内容）

大規模災害に備えた本会としての災害支援業務計画案について報告する。7月から11月の間に4回の会議を開催し、今後、4月6日組織運営協議会で共有し、規程集への掲載に向け最終整備していくことについて、協議がなされた。

【案作成の背景と骨子・概要】

・本会において過去に2度、委員会等で議論を重ねてきたが、現行の「協会緊急時対応」を鑑み、時代に即した規定を当部会で作成する目的として、他団体の規程や活動も参考とし、協会内の規定整備を最初のミッションと位置付け、方針と具体的な課題を整理した。

・この計画は、各種災害から得られた教訓や最新の知見を踏まえ、本会組織における災害理学療法支援業務を効果的に進めることを目的とする。本計画は、災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うための基本的な枠組みを提供するものであり、第1章（本計画について）、第2章（適用基準）、第3章（体制）、第4章（他団体との連携）、第5章（時系列ごとの対応）の章立てに整理した。

・JRAT による支援活動が開始される場合は、緊密に連携を図りながら JRAT による支援活動を中心に協力体制を構築するなかで、被災地域の会員理学療法士の負担軽減を最優先で行う支援とし、本会・都道府県理学療法士会として活動する計画を示したものである。

・この災害支援業務計画案の見直しや、本会としての災害支援に係る体制、教育訓練、資金に関することなどを含めた方針と具体的な手順は、今後更なる議論が必要である。

（主な意見）

- ・規定集に緊急時対応の記載はあるが、今回の内容は支援計画というよりも支援マニュアルに近いので、規定としての掲載方法を再検討すべきである。
- ・規程の体裁を整え、別紙の形で詳細を補足することや、都道府県理学療法士会との情報共有ツールであるシェアポイントを活用した共有方法などを検討してもよいと思われる。
- ・支援実施にあたり、都道府県理学療法士会との同意が必要であり、事前のプロセスを明確化すべきである。
- ・被災地の事務局機能低下を補うため、データバックアップ体制を強化し、本会が支援できる仕組みを検討してもよいのではないかと。
- ・災害派遣理学療法士の制度整備が必要だ。
- ・災害支援ナースの制度を参考に、派遣する理学療法士の研修制度や登録制度の確立の検討が求められる。
- ・災害支援に関わりたい会員が参加しやすいよう、研修の敷居を下げるなどの工夫が必要である。
- ・大規模災害時の広域支援体制も考慮すべきである。
- ・他団体との連携と役割整理を明確にし、本会としての立ち位置の整理が必要である。
- ・被災時の支援体制を強化するため、地域の福祉・医療機関との連携を日常的に構築する必要がある。

2. 理学療法における不正請求問題と現行の診療報酬の課題

ー診療報酬に関する最終目標の明確化についてー

(藤澤理事)

理学療法における不正請求問題と現行の診療報酬の課題について、協議がなされた。

(主な内容)

2023 年度から 2024 年度にかけて、リハビリテーション料の不正請求に関する新聞報道が 3 件あった。特に、昨年暮れに報道された岩国医療センターの不正請求問題は、現行リハビリテーション料における課題が露呈された感がある。

これまで、本会においては執行部と関係理事の尽力により、診療報酬改定に関して一定の成果を得てきたのも事実である。一方、理学療法に関する診療報酬の根本的な課題について整理し、最終的な目標を定め、戦略的に取り組むことも将来的には重要と思われる。

あらためて理学療法に関する診療報酬の課題について議論し、最終目標を明確化することの是非についての協議がなされた。

- ・現行リハビリテーション料の根本的課題について、あらためて整理し、共通認識を形成することが望まれる。
- ・上記のことは、理想的な理学療法に関する診療報酬を検討することと同義である
- ・そのうえで、診療報酬改定に取り組むべき段階的目標と戦略を明確化出来るものとする。

(主な意見)

- ・医療費抑制政策の中でリハビリテーション報酬が適正に評価されているのかを検討すべきである。社会保障制度全体の枠組みについても広く議論する必要がある。
- ・不正請求はコンプライアンスや倫理観の欠如が根本原因であり、診療報酬体系の問題とは分けて整理し議論すべきである。倫理委員会での取り扱いも検討する必要がある。
- ・経営層からの圧力により、不適切な請求を強いられる状況もあると考えられる。コンプライアンス教育とともに、現場の理学療法士を守る仕組みの検討が必要ではないかと。
- ・疾患別リハビリテーション料から理学療法料への移行を検討し、職域の明確化と専門性の確立を図るべきである。
- ・費用対効果のエビデンスが不十分な分野は診療報酬の削減対象となるため、日本理学療法学会連合や本会として根拠を示すことが重要である。

- ・診療報酬改定において包括払いが進む流れの中で、現場の混乱を最小限に抑える政策誘導を行うべきではないか。
- ・間接業務を削減し、理学療法の提供効率を向上させるため、DX を積極的に導入すべきと思われる。
- ・理学療法の技術を細分化し、難易度や効果に応じた適正な評価・報酬配分の検討がなされるとよい。
- ・リスクマネジメントの視点から、本会内に横断的な議論の場を設け、倫理観の醸成を含めた教育を強化すべきではないか。

3. 「公衆衛生」領域における保健理学療法士（仮）の育成に向けた職能研修事業（案）について

（佐々木副会長）

「公衆衛生」領域における保健理学療法士（仮）の育成に向けた職能研修事業（案）について、協議がなされた。

（主な内容）

長年にわたる運動器の健康・日本協会との連携活動や、政策企画課の予算概算要求等要望活動、組織内議員や関係団体との連携等による様々な活動により、学校保健、産業保健、母子保健など、公衆衛生領域の職域拡大の機運が高まっている。都道府県理学療法士会においては、産業保健を担当する委員会等を新たに設置するなど、その変化への対応も活発になっている。同時に、都道府県理学療法士会や会員から、各種活動に対応できる人材育成・人材発掘について、本会にイニシアチブを求める声も高まっている。

保健理学療法士を育成するための本会指定職能研修について、今後の進め方を整理した。進め方に懸念などが無い協議がなされた。

- 公衆衛生領域における保健理学療法士の活動を整理するにあたっては、保健師の職域を参考に整理することが良いのではないかと。
- その場合の領域は、①学校保健分野（学校保健師）、②地域保健分野（地域保健師*成人保健分野、老人保健分野を含む）、③産業保健分野（産業保健師）、④母子保健分野（母子保健師、助産師）の4分野が考えられる。
- 既存の人材育成の仕組みとしては、①学校保健分野のスクールトレーナー制度（運動器の健康・日本協会の制度によるもの）、②地域保健分野の地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度（老人保健分野）がある。
- そこで、都道府県理学療法士会から人材育成の希望がある③産業保健分野（産業保健師）、今後希望が増えることが想定される④母子保健分野（母子保健師、助産師）について、新たな協会指定職能研修を構築することとしてはどうか。
- 新たな協会指定職能研修を構築するにあたっては、地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度の3か年改定計画と同様に、まずは協会が作成したeラーニングコンテンツを学習することで承認される「推進メンバー」を育成することにより、
 - ・産業保健、母子保健に関心のある理学療法士が最初に学ぶ場を提供する
 - ・推進メンバーの登録者を名簿化すること等により、都道府県理学療法士会が各種活動の募集案内や、研修会案内情報等の提供をすることが容易となり、人材育成・人材発掘の仕組みを構築しやすくなるのではないかと。
- なお、推進メンバーが推進リーダーに認証されるための基準等については、各保健領域によって状況は異なることから、部会を設置して慎重に検討を進めることとしてはどうか。

<スケジュール（案）>

- 推進メンバーについては、システム構築をする時期等を勘案し、
 - ・令和 6 年度中に産業保健推進メンバー、母子保健推進メンバーの仕組みを設けることを決定し、
 - ・令和 7 年度中にコンテンツ作成、システム構築、都道府県理学療法士会への説明と意見交換を行い、
 - ・令和 8 年度にリリースをすることとしてはどうか。
- 推進リーダーについては、
 - ・令和 7 年度事業として、産業保健推進リーダー制度検討部会、母子保健推進リーダー制度検討部会を設置してその内容を検討（組織運営協議会などを通じた都道府県理学療法士会との意見交換を含む）し、
 - ・令和 8 年度にシステム構築を行い、
 - ・令和 9 年度にリリースをすることとしてはどうか。
- ※ ただし、都道府県理学療法士会との調整やシステム構築に係る調整の状況等を勘案し、時期については柔軟に変更することとする

（主な意見）

- ・職能活動は、十年先を見据えた対外的な活動など、全体像を明確にする必要があると思われる。
- ・質の確保には、リーダーの役割範囲の明確化と、保健師との比較を考慮した教育内容の充実が求められる。
- ・母子保健分野の推進については、こども家庭庁との協議が進行中であり、理学療法士の活用を推進し、都道府県理学療法士会との連携を深める必要がある。
- ・社会のニーズを踏まえた職域拡大を進め、より広範な役割を想定するとよいと思われる。
- ・公衆衛生領域での理学療法士の役割を明確にし、体系的な研修カリキュラムの整備を進める必要がある。
- ・防災・減災分野の可能性について、理学療法士の技術を活かした災害時の活動など、防災庁の設置動向を踏まえた検討が求められる。
- ・推進リーダー制度の整理について、既存制度との整合性を考慮し、資格の違いを明確にすることで会員の混乱を防ぐ必要がある。
- ・都道府県理学療法士会のリソースを可視化し、人材バンクの整備と DX を活用した会員管理システムの導入を進めるとよいのではないか。
- ・職域拡大は支持されるが、制度の乱立を防ぐため、既存のエキスパートや団体との連携を強化しながら慎重に進めるとよいと思われる。

4. 本会使用人兼務役員の今後の取り扱いについて

（谷口専務理事）

本会使用人兼務役員の今後の取り扱いについて、協議がなされた。

（主な内容）

本会使用人兼務役員の今後の取り扱いについては、1 月 11 日に開催された理事会の議題「いわゆる職員理事の今後の取り扱いについて」の審議において、

- ①「職員と役員の兼任は出来ないことについて、何らかの制限をかけることを、速やかに執行部から示すこと」が決議され、そのうえで、どこにどのような制限を設けるのかは、今後の検討課題とすること
- ② 役員選挙制度検討委員会の附帯事項への対応については、部会等を設置し、早急に検討すること以上が確認された。

「職員が役員との兼任ができないことについての何らかの制限」を、どこにどのようにということについて、その進め方等について認識の齟齬が無いように進める観点から、協議がなされた。

(主な意見)

- ・ 本会職員が役員との兼務を禁止する方針で議論を進めてよいと思われる。
- ・ 現職の使用人兼務役員には即時適用はしない方がよいであろう。
- ・ 適用時期は、令和 7 年度定時総会以降とするしかないのではないかな。
- ・ 理事就任時に職員を在籍出向または休職とする案については、検討が必要である。
- ・ 適切な出向先（省庁、民間企業など）の確保が課題になる。
- ・ 職員の不利益変更となる可能性があり、慎重な対応が求められる。
- ・ 就業規則ではなく、役員選挙規定に明記することで対応してはどうか。
- ・ 職員への説明、合意形成のプロセスは検討の必要がある。
- ・ 今後の理事懇談会での協議が必要である。

以上